一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年12月3日	三和運輸株式会社(法人番号3290001065424) 代表者 林田聖児	本社営業所	事業停止(60日間)、輸送施設の使用停止(160日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第11条、法第17条第1項、法第17条第4項、法第18条第1項、法第60条第1項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第50条第1項	令和1年6月20日、監査実施。21件の違反が認められた。(1)～(3)事業計画(営業所・自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(4)運送約款の掲示違反(法第11条)、(5)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(7)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)、(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(9)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(10)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(11)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(13)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(14)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(16)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(17)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(18)整備管理者の選任違反(安全規則第13条、道路運送車両法(以下「車両法」)第50条第1項)、(19)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条、車両法第48条)、(20)運行管理規程の制定違反(安全規則第21条)、(21)報告義務違反(法第60条第1項)	76点	76点
	熊本県熊本市北区植木町舞尾647-3	熊本県菊池市旭志小原1397-3					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年12月11日	株式会社九州安全運輸(法人番号9290801013667) 代表者大久保勝矢 福岡県北九州市門司区新門司北2-7-16	本社営業所 福岡県北九州市門司区新門司北2-7-16	輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年10月7日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	7点	7点
令和2年12月14日	株式会社三興運輸(法人番号2350001004319) 代表者矢野智久 宮崎県宮崎市橘通西5-1-23	延岡営業所 宮崎県延岡市大武町779-8	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年7月29日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)	1点	1点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和2年12月17日	株式会社イトキュー(法人番号9290001033012) 代表者 中原昌臣	本社営業所	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年9月28日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	2点	2点
	福岡県糸島市多久819-1	福岡県糸島市多久819-1					
令和2年12月25日	株式会社池田産業(法人番号2310001008653) 代表者 池田利雄	本社営業所	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第4項、法第60条第1項	令和2年2月3日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(法第60条第1項)	5点	5点
	長崎県大村市徳泉川内町605-1	長崎県大村市徳泉川内町605-1					